

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.33

発行日 2021.1.26



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)
 編集責任 永野浩二 090-3949-2103(永野)

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

裁判進行中

玄海全基運転差止裁判

被告:九州電力 原告335人

裁判終了

MOX燃料使用差止裁判

原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟

被告:国 参加人:九州電力 原告382人

3・4号再稼働差止仮処分

債権者236人 ⇒ 不当決定



3.12 判決 玄海止めよう！佐賀地裁傍聴を！

最大の争点は地震動の過小評価 大飯勝訴に続こう

2020年8月28日、玄海原発運転差止を求めた2つの裁判(九電相手の全基差止裁判と、国相手の行政訴訟)が結審した。本年3月12日に佐賀地裁にて判決が言い渡される。昨年12月4日には大阪地裁が関西電力大飯原発の基準地震動は過小評価だとして、住民勝訴の判決を出した。同じ弁護団、同じ争点で闘う私達も大飯に続こう。

3.11から丸10年経つ日の翌日。フクシマの犠牲を受け止め、脱原発へ大きな一歩となる判決を勝ち取ろう！

3月12日(金)

佐賀地方裁判所

13:00 集合／門前集会

14:30 玄海行政訴訟 判決

15:00 玄海全基差止 判決

16:00 記者会見・報告集会

サンシティオフィスビル5F
(佐賀駅北口正面)

コロナ感染対策のため
人数制限、抽選
の可能性あり

全てのいきものを犠牲にしてまで押し通す原発は「暴力」

行政訴訟第26回口頭弁論 (8月28日) 原告最終意見陳述 石丸初美

私は佐賀市に住んでいます。69歳です。これまで41名の原告がそれぞれの立場から陳述してきましたが、最後に原告を代表して陳述を致します。

1 「プルサーマル安全宣言」が運動の始まり

2006年2月7日、古川元佐賀県知事は「プルサーマル安全宣言」を発表。突然の発表に県内主婦らが運動を立ち上げ、直後の勉強会で「原子炉で大量の放射性物質が作られること、原発は実

験なし住民がモルモット、原発も原爆も原理は同じ」と、そもその話を聞き衝撃を受けました。

私は、どこまでも平野が



8/28佐賀地裁入廷

- 原告意見陳述 石丸初美 …1
- 3.12佐賀地裁 大飯勝訴に続こう！…4
- 判決の争点 (地震、配管、重大事故、火山) …5
- コロナ禍での原発避難／屋内退避 …8

- 不明航空機が20年で110回 …10
- 放射能マップ／郷土資料が図書館に…10
- 12.2反プルサーマル行動に参加して…11
- リレーコラム／お知らせ …12

続佐賀が好きで、四季に恵まれ安全な国だと暮らしてきました。しかし、その勉強会で「玄海原発で事故が起きれば佐賀がだめになる」と未来への恐怖を感じた事を忘れません。私は、その日から運動に参加しました。学んで知っていく度に「原発は電気だけの問題ではない。隠された巨大権力構造の下、ふつうのくらしが犠牲になる」と解ってきました。

2 住民投票をめざした

その年「プルサーマル計画受け入れの賛否を問う佐賀県民投票条例制定請求」の署名運動を実施し(06/10. 3～06/12.3)、必要署名数(県有権者の1/50以上)の3.5倍49,609筆を県議会へ提出しました。しかし、あっけなく臨時県議会で否決。それを受け古川元県知事は「条例は必要なし、議会制民主主義が機能している以上は、県民からの負託を受けた長と議会とが責任を持って県政を運営していくべき」を理由とし、県民投票は実現しませんでした。運動は続けていきました。

3 住民が力を合わせて闘ってきた10年間

09年12月2日、九州電力は住民の反対の声を無視し、玄海3号機で国内初のプルサーマル発電を強行しました。危険性は現実的になったと思えました。裁判という未知の運動に進むか否か何度も議論を重ね、10年2月「玄海原発プルサーマル裁判の会」を結成、裁判を決意しました。10年8月9日、九電相手にMOX燃料使用差止で提訴。翌3・11は奇しくも第二回口頭弁論当日でした。

私たちは、福島原発事故への国と東電の理不尽な対処と甚大な犠牲から学び、市民が声を上げなければと4つの裁判を闘ってきました。3・11後、「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」と改名し、法廷外では街頭活動・要請行動、戸別訪問、また約200回の座談会など、市民にできる活動を続けてきました。会の名が示す通り「原発を止め、命とくらしを守るために」みんなで力を合わせてきた10年です。

- ① 玄海3号機MOX燃料使用差止(被告九電)控訴審不当判決:終了
- ② 玄海3・4号機再稼働差止仮処分(債務者九電)抗告審不当決定:終了
- ③ 玄海原発全基差止訴訟(被告九電)

- ④ 玄海3・4号機運転停止命令義務付け訴訟(被告国)

4 住民は蚊帳の外

原発の是非は佐賀県知事と玄海町長の二人だけで決まると知り、要請・質問行動をしてきました。しかし、佐賀県知事、玄海町長は話し合いの場にさえ出てくることはなく、住民は常に蚊帳の外です。また、九電はCSR憲章に「地域の皆さまへ丁寧な説明を行う」と記しているにもかかわらず、九電交渉では、私たちには人数制限・動画撮影禁止、マスコミにも冒頭以外は撮影禁止するなど公開の原則は守られていません。

「原子力災害避難計画」は、責任たらい回し法律で住民を被ばくから守るものには決してなっていません。九電は「避難計画は支援します」と信じられない言葉が返ってきます。私たちは「貴社のために家やふるさとを捨てて逃げていいと、承諾などしていない」と九電に言ってきました。

原発の問題を伝えるため戸別訪問を続けています。玄海町で暮らす住民の声を聞いてきました。その一部です。しっかり受け止めてください。

- ・町内で原発の話はできません。
- ・事故が起きても逃げられんから仕方がない。
- ・息子が原発で働いているから話ができない。
- ・何を言っても無理、偉か人の言う通りにしかならん。
- ・原発はない方がいいに決まっとる。
- ・男は漁に出ておらん。家にいるのは年寄りと女ばかり、事故が起きたらどうにもならん(島民)

ほとんど住民の話は同じです。初対面の私たちに、周りを気にしながらも本音を話してくれます。「玄海原発で、もし事故が起きたら・・・」と、地元にはしかわからない不安を日ごろから抱えているのがうかがえます。佐賀県知事、玄海町長は住民の不安の心を知ろうとしているようにはみえません。九電は時折玄海町民へ戸別訪問をしていますが、「安全です」というだけで放射性物質の危険性について誠意ある説明に努めていません。なぜなら、私たちの話を聞いて「はじめて聞いた」と住民から返ってくるからです。チラシはほとんど受取ってくれます。

5 原発事故被害者(その切り捨て)

福島第一原発事故により大量の死の灰がくらしに降りました。何百年も昔から受け継いできた人々のくらしや、文化や営みが一瞬にして壊され、9年半経つ今も「原子力緊急事態宣言発令中」です。

東京電力、加えて国策を推し進めてきた政治家、官僚、許可してきた原子力保安院、科学的な助言をしたと思われる専門家たちが引き起こした事故だとも言えます。しかし、3・11後、健康被害や第一次産業への被害が出て司法へ訴えても、因果関係を否定する判決が続いています。目の前に加害者がいても、被害者は泣き寝入りの国です。加害者を救済し、被害者を切り捨てるという信じがたい裁きです。理不尽極まりないことがまかり通るようなことで、私たちは安心して暮らせません。

6 原発稼働による日常的な被害

原発が稼働すれば、燃料を海水で冷やし続けなければなりません。100万kw級の原発1基で1秒間に70トンの海水を7℃上げて海に戻しています。海の生態系がおかしくなるのは当然です。排気筒からは、放射性気体廃棄物を放出。原発は事故が起こらなくても日常的に放射性物質を海や空に放出しています。玄海原発3キロ圏内で「北部地区住民検診」が実施されましたが(1973?2010年)、結果データを住民には知らせず九電には情報提供するという非道なことが起きています。健康被害が出て住民は何もできません。「国民の知る権利と子どもたちを守る人権」を奪っています。

私たちは「原発に絡む不公平と理不尽への怒り」を裁判に訴えています。

7 被ばく労働

14年前、写真家・樋口健二氏の「隠された被ばく労働～日本の原発労働者～」という動画を見ました。原発が差別的な社会構造となっていることを撮ったドキュメンタリー番組です。労働者の話で「自分たちを品物か工具のように、なりふり構わず使い捨て切り捨て扱いにしてきた。日本の国は先進国だ、豊かだ、民主主義だというのが、絵に描いた餅だ」とあります。幾重にも重なる下請構造の下、不当な賃金と権利や安全がないがしろにされている人権問題と知りました。私は、この動画を見るまで原発は科学技術の進んだ産業で労働者には模

範的な職場環境だと、漠然と想像していました。私がこれまで使ってきた電気も「このような被ばく労働者の上に成り立って作られてきたのだ」とわかり、言葉にならない衝撃を受けました。



スケッチ 大江良二

8 未来への被害

原発はウラン発掘/精製から、原子炉稼働、廃炉、放射性廃棄物の最終処分に至るまで被ばく労働は避けられません。ウラン輸入先のアメリカやカナダ、インド、オーストラリアなど他国の原住民や鉱山周辺の子どもたちも健康被害で苦しんでいます。廃炉には何十年、何百年、最終処分には何十万年と誰も責任を負えない未来にまで「核＝死の灰」の後始末だけを押しつける事になっています。

九電と国ができることは、その「毒物」をこれ以上増やさないことぐらいしかないのです。

今すぐ原発をやめることに取りかかるのが、未来へのせめてもの誠意です。

9 まとめ

私は、子育ての中で「自分が嫌だと思ふ事はお友達にもしないんだよ」と言ってきました。全てのいきものを犠牲にしてまで押し通す原発は「暴力」です。子どもたちを守るのは大人です。これから、私たちにできることをしていきます。

「裁判所は、公平な裁判を通じて、憲法で保障されている私たちの権利や自由を守る、大切な役割を担っている」とあります。(内閣府大臣官房政府広報室・政府広報オンラインより)

裁判所には、子どもたちの人権を守る砦となって、後世の子どもたちへの大人の責任を果たして欲しいと願っています。

3.12佐賀地裁判決 大飯勝訴に続こう！

「ばらつきを考慮せよ」～3.11を踏まえてつくったルールを破るな！

「ばらつきの考慮」は全国共通の問題

2020年12月4日、大阪地方裁判所は関西電力大飯原発の基準地震動は過小評価であるとして、設置許可を取り消す判決を出した。

国が定めた「地震動審査ガイド」には、想定される最大の地震(基準地震動)を定めるにあたって、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有する(個々の地震データの)ばらつきも考慮されている必要がある」と規定されている。3.11東京電力福島原発事故後に事故を踏まえて取り入れられたルールである。しかし、国はこのルールを自ら破り、「ばらつき」について何ら検討せず、「安全」への上乗せをしなかった。このことに対して、判決は「原子力規制委員会の審議や判断には看過しがたい過誤や欠落があり、違法である」と認定したのである。

「違法」状態は大飯原発にとどまらない。玄海原発をはじめ全国の原発や再処理施設で、同じように「ばらつき」は考慮されていない。もし、想定を上回る規模の地震が原発を襲えば、原子炉や配管が地震に耐えられず損傷し、放射性物質を大量に放出するような深刻な事故となるのは必至だ。基準地震動の見直しは当然のことだし、危険が放置されてきた原発の稼働をすべて中止すべきである。

知事の姿勢も問われる

私達は12月4日、大飯判決当日のうちに佐賀県庁にて記者会見を行った。同6日には、大阪の小

山英之・原告共同代表とオンラインで繋いで学習会を行い、判決の意義をみんなで再確認した。来る2月7日には記者を主対象にもう1回学習会を開催する予定である。

12月23日、山口祥義・佐賀県知事に対して「大飯判決を受け止め、玄海原発の基準地震動見直しと稼働中止を求める」要請を行った。「原子力安全専門部会を開き、大阪地裁判決を支持する立場の専門家も入れて公開の場で検討すること」も求めた。県担当者は大飯判決について「一判決に過ぎない。我々がどうこういうことではない」と述べた。判決について情報収集や分析を独自に何もしていないことが分かった。

文書回答の上、対話の場を求めると要望したところ、県は「お願いされません」と信じがたい言葉で拒否した。危機意識を持たず、県民に対してはあまりに失礼な県の姿勢だった。

私達は「判決をよく読んでほしい。国任せで他人事のような姿勢が根本から間違っている。県民の命を守る立場に県は立つべきだ」と強く求めた。

「佐賀で大地震が起こるのは、明日かもしれない」

2020年11月13日付佐賀新聞に大きな字で佐賀県の意見広告が掲載された(左下)。佐賀平野では震度7の地震が想定されているが、この広告には「原発」という言葉はどこにもない。東日本大震災と同じような大地震によって原発が事故を起こすのは「明日かもしれない」ということを佐賀県は想定すべきである。

玄海3号機は昨年11月定期検査を終え、また稼働を始めた。4号機は12月から定検に入った。3号機からは猛毒の「使用済みMOX燃料」がとうとう出されたが、搬出先も処理方法も決まっていない。使用済みMOXは使用済みウラン燃料と同程度に冷えるまで300年かかると言う。その間、玄海のプールで冷やし続けなければならない。

大事故が起こる前に一刻も早く止めねばならない。3.12判決勝利へ向けて、世論に訴えていこう。



佐賀新聞 2020年11月13日(佐賀県の広告の一部)

玄海判決の争点

佐賀地裁の争点について、原告団としても学習会を重ねてきました。ポイントを以下に紹介します。分からないことがありましたら、いつでもお尋ねください。

争点1 地震動の過小評価

最大の争点は、基準地震動(想定される最大の地震規模)の過小評価の問題だ。

電力会社は原発ごとに基準地震動を決めて、耐震安全性を確保することになっている。その際、過去に各地で起こった地震の断層面積と地震規模(地震モーメント)のデータから平均をとって「経験式」を導き、その式によって将来起こるかも知れない地震規模について推定・予測している。これが以下の2点から、過小評価となっている。

地震動審査ガイド I.3.2.3 震源特性パラメータの設定(2)

- ①震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。
- ②その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、**経験式が有するばらつきも考慮**されている必要がある。

(1) “ばらつきの考慮” がされていない

大飯判決で勝利した「ばらつき」の問題。原子力規制委員会は地震動審査ガイドで右上図のように定めている。

ばらつきとは、「当該経験式とその前提とされた観測データとの間の乖離の度合い」と規制委自身が解説している(規制委『新規規制基準の考え方について(改訂版、2018.12.19)』)。

データのばらつきを数値化したものを「偏差」といい、標準偏差 σ (シグマ)を考慮することは、諸分野で行われている。経験式(下記グラフの真ん中の直線)のまわりに広がる幅をもった範囲(網掛け部分)として、科学的に求めることができる。

①玄海原発では

九州電力は「A」敷地ごとに震源を特定して策定する地震動3つと、「B」震源を特定せず策定する

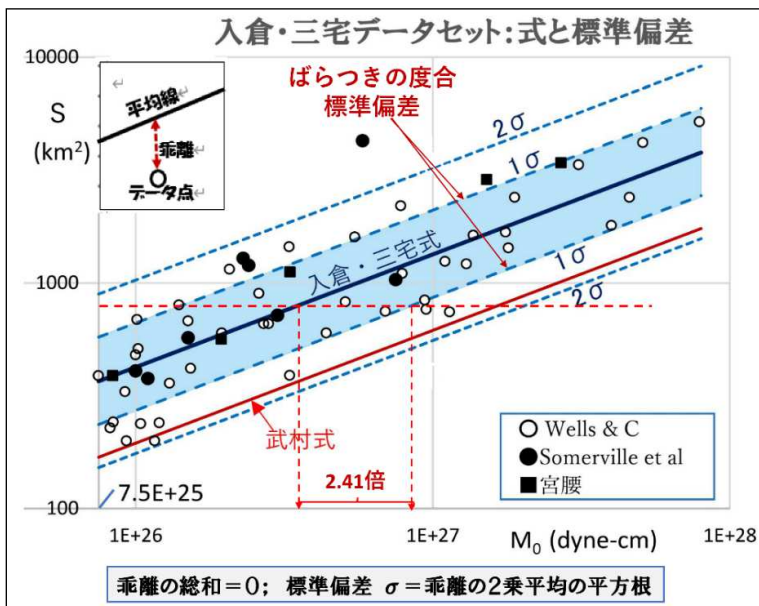
地震動2つを玄海原発の基準地震動として策定した。その5つの中で最大値が「北海道留萌支庁南部地震(2004年) **620ガル**」である。耐震安全性が保証されるのは620ガルまでということだ。

しかし、Aの1つ、玄海近傍にある竹木場断層について、このグラフに沿って試算すると、ばらつきの考慮なしでは524ガルだったのが、1 σ で702ガル、2 σ (より安全側に考慮)では941ガルとなる。現行の最大値620ガルを上回り、耐震安全性は保証されない。

竹木場断層の地震加速度

ばらつき考慮なし	524ガル
ばらつき考慮あり 1 σ	702ガル
2 σ	941ガル
.....	
玄海の現行の最大値	620ガル

比べて!



②国と九電の意図的な混同やごまかし

◆国・九電「不確かさを考慮しているから問題ない」

私達の見解:「ばらつき」と「不確かさ」はまったく別ものであるのに、国と九電は意図的な混同をしている。

「ばらつき」は過去に生じた地震データと平均式との乖離であるから、客観的に確定している一定の数値。「不確かさ」は「断層の長さ、深さ、傾斜角、応力降下量…等の不確かさ、解釈の違いによる不確かさ」(審査ガイド3.3.3)とあるように多種多様で、かつ、確定しがたい諸要素。

◆国「ガイドは参考にすぎず、手元に置く手引きにすぎない。規制の直接的な基

準でないし、審査官を拘束するものでもない」(行政被告第13準備書面p.44)

国「審査ガイドが…各種不確かさの考慮とは別に、設置許可基準規則及び同規則の解釈が要求していない「経験式のばらつきの考慮」を、ことさら新たな要求事項として示すことは考えられない」(告第28準備書面p.422)

私達の見解:「地震動審査ガイド」には以下の表記がある。国自身が定めた内容を自ら否定しているのだ。

「本ガイドは…基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。」(I. 基準地震動1. 総則、1. 1. 目的)

③3.11を踏まえた「ばらつき」条項の積極的な意味

「ばらつき」条項は、福島事故後に13回にわたる地震等検討小委員会を経てパフコメにかけられ確定された。大飯判決では以下のように指摘した。「福島の事故を受けて…委員から、経験式より大きな地震が発生することを想定すべきであるとの指摘を受けて、本件ばらつき条項の第2文に相当する定めが置かれるに至った」(判決要旨p.4)。そういう「積極的な意味が込められていた」(判決本文p.125)のである。

争点2 配管検査体制の不備(全基差止)

2007年、玄海2号機の余剰抽出系配管(放射能を含む一次冷却水が流れる)でひび割れ事故が発生した。ひび割れの深さ8.1mmで、あと1.5mmで貫通するところだった。

同配管は「クラス1」という最重要配管だが、通常は外部からの「浸透探傷試験」しか行っていない。ひび割れは、九電がたまたま行った超音波探傷試験(内部もわかる)によってはじめて発見された。しかし、その後も 超音波探傷試験の定期的検査はクラス1機器の一部のみ。また、クラス1であっても、超音波探傷試験・浸透探傷試験ともに10年で25%しか点検していない。点検をすべて終える

争点3 重大事故対策(行政訴訟)

(1)溶融炉心対策

重大事故時に、原子炉容器内に水を注ぐのをあらかじめ炉心は溶けるに任せ、格納容器下部へ壁伝いと既設管で給水するだけというのが九電の方針であり、それを規制委も認めた。その際のコンク

そして、国が自ら決めたこの重要なルールを「何ら検討することなく」、「漫然と」(判決本文p.132)審査、許可したことを「看過し難い過誤、欠落」と認定したのだ。

大飯に続き、玄海、そして全国の原発等において、「ばらつき」を考慮すべきである。

(2)基準地震動を算出する計算式自体が過小評価

2点目は経験式そのものが過小評価となっている点である。

九電が採用している入倉・三宅式という経験式は世界の地震データの平均であり、この式を使うと断層面の地震の大きさが過小評価となる。日本の地震データによる経験式である武村式を使うと4.73倍にもなる。計算式を代えただけで、竹木場断層の地震規模524ガルは880ガルとなり、現行の基準地震動620ガルを大きく上回り、耐震安全性は保証されない。

さらに、震源における地震動の加速度のレベルを求めるのに九電は「壇他の式」を用いているが、「片岡他の式」を使うとさらに1.68倍となる。命の安全にかかわることに関して、過小評価などあってはならない。

頃には原子炉はすでに寿命だ。

配管損傷から炉心溶融に至る危険性もある。これは技術基準規則第18・19条「クラス1機器に、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥に該当し、これがあつてはならない」「その損傷を受けないように施設しなければならない」に違反している。

過去に美浜原発では配管損傷による死亡事故が発生した。2018年、玄海3号機は再稼働準備中に配管の蒸気漏れ事故を起こした。九電前社長は「何が起こるか分からない」と弁解。そんな危険なものを動かしてはならない。

リート壁のひび割れは想定せず、水蒸気爆発や水素爆発は起こらないという前提に立っている。

原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられておらず、設置許可基準規

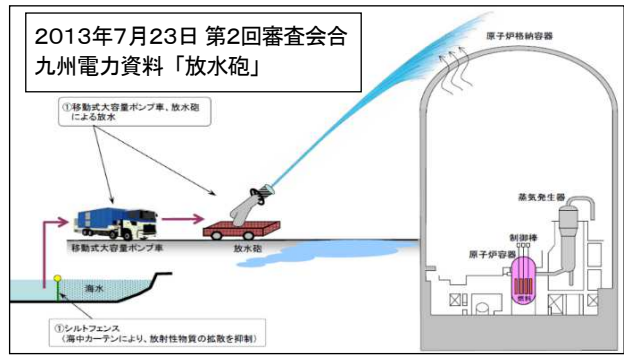
則37条2項に適合しない。フクシマでは炉心溶融が現実起きたことの教訓はどこへいったのか。

(2)汚染冷却水の流出対策設備がない

福島第一原発では地震当日に放射能閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性が高い。溶融炉心を冷やすために「汚染水」が発生し続け、現在も解決を見ることなく、保管量は増え続けている。

しかし、玄海原発の放射性物質拡散抑制対策は、「放水砲」と「シルトフェンス」だけ。見えない気体の放射性物質を放水して撃ち落とせるのか？

炉心の著しい損傷及び格納容器破損に至った



場合放射性物質の拡散を抑制するための設備が設けられておらず、同規則55条に適合しない。

(永野浩二)

争点4 火山巨大噴火の可能性

(1)火山ガイドの法的位置づけ

フクシマ事故後、新規制基準制定の下に制定された設置許可基準規則の第6条第1項に「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」とあり、この自然現象に火山が含まれる。火山については、2013年6月制定の「原子力発電所の火山影響評価ガイド(火山ガイド)」以外に具体的な審査基準はない。火山ガイドは九電らが言うような「参考程度」のものではなく、火山影響の妥当性を審査官が厳格に確認するための手引きである。

(2)火山ガイドの要求:「立地評価」と「影響評価」

＜立地評価＞設計対応不可能な火山事象が原発の運用期間中に到達する可能性を評価する。

- ①原発に影響を及ぼす火山の抽出:九重山や阿蘇山など17火山の個別評価で活動可能性を判断。
- ②噴火規模の設定:調査結果から噴火規模を推定できない場合は、過去最大規模を想定。
- ③火山事象が運用期間中に襲う可能性:設計対応できないなら「立地不適」=建てること自体が誤り。
- ④可能性がほぼ無く、火山活動を把握でき、対応可能を証明できる⇒次に影響評価判定

＜影響評価＞設計対応可能な火山事象に対する施設や設備の安全機能を評価する。

- ①モニタリング、兆候の予測ができ、時間的にも安全対応が可能であること。
- ②火山灰、溶岩流などに十分に対処できる。火山灰の堆積荷重に耐える、火山灰除去や非常用発電機の機能保持作業、核燃料の安全な搬出等ができること。

(3)本裁判での主張

＜被告国・九電の主張＞

- ①破局的噴火も巨大噴火もモニタリングで予兆は捉えられる。

②対象17火山の過去の噴火履歴や地質調査を根拠に、今後数十年間に火砕流が発生しても原発敷地には到達しない。

③火山灰は到達する可能性があるが、降灰時も非常用発電機が機能維持できる。

④核燃料等を安全に搬出できる方法も持っているし、準備できている。

＜原告の主張＞

①玄海原発は、想定すべき火山噴火に対する安全機能を有する施設ではないので、「設置許可基準規則第6条第1項」に違反し、「立地不適」。専門家、最高権威の日本火山学会が、破局的噴火も巨大噴火も予測は困難と表明している。

②過去最大規模の「阿蘇4」という破局的噴火の火砕流が到達した距離「半径160km」が地理的領域とされている。玄海は阿蘇カルデラから120kmであり、火砕流到達の可能性は否定できない。

③非常用発電機は、規制庁が示している火山灰の空気中濃度2~4g/m³以下でも目詰まりを起こして故障し、全電源喪失に陥る危険がある。

④使用済み核燃料等の搬出先が決まっていない中、運び出す準備に数年間要することなどへの具体的な解決策が示されていない。

⑤川内原発判決など一部裁判所が適用した「社会通念上の容認」論は、国民が火山噴火に対して十分な知見を持たず暮らして来たとはいえ、法的性質を持つ火山ガイドを無視して判断基準にすることは誤りであるし、そのような通念などない。

以上から、被告は、モニタリング予測、学術的調査結果による火砕流到達度、核燃料の搬出手段等について、証拠やデータ裏付けをもって何ら説明できず、「主張立証責任」を果たしていない。玄海原発の審査不合格、運転できないことが明白となった。(荒川謙一)

コロナ禍での原発避難は矛盾だらけ 被ばくもコロナ感染も覚悟の避難になる！

- 避難スペースや避難バス数は「2倍必要」というが、まったく足りてない
- 「換気しないのが原則」だが、「30分に1回換気」?
- 国⇔県⇔市町で責任たらいまわし



10/12 佐賀県知事要請

新型コロナウイルス感染拡大が続いている。

この最中に原発事故が起きれば、「3密」を避ける「換気」が基本のコロナ対策と、「換気せず密閉するのが基本」で「避難時の過密状態を避けられない」原発避難とは矛盾しており、両立は困難だ。

(主な経過)

2020年6月2日 国はコロナ対策を踏まえた原子力災害対策の「基本的な考え方」公表

10月12日 佐賀県知事へ要請質問書提出(11/30回答)

10月23日 玄海30キロ圏最大の唐津市長へ要請質問書提出(11/6回答)

11月2日 国はコロナ対策を踏まえた原子力災害対策の「ガイドライン」公表

11月7日 玄海原発原子力防災・避難訓練実施

12月1日 全国の市民団体共同で政府交渉(zoom参加)

(1)避難スペースや避難バス数は2倍必要

国:「避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保…等の感染対策を実施する」(「基本的な考え方」)

国:「避難所やバスの数は従来の2倍必要」「避難所スペースは一人当たり4㎡」(政府交渉発言)

唐津市:「新たな避難先の確保は、5キロ圏について調査中で、今後検討する」。30キロ圏については回答なし。(文書回答)

佐賀県の避難計画では避難所は一人当たり2㎡と、そもそもぎゅうぎゅう詰め。さらに2倍のスペースはまったく確保できていないのが現状だ。しかし、県は以下を理由にして、避難所やバスは不足しないという。

佐賀県:「UPZ全住民が一斉に避難するのではなく、屋内退避をした上で、放射線測定結果を踏まえ避難対象地域を決定して避難する」(文書回答)

被ばくを避けるために避難しようとする住民を押しとどめるのか。広範な地域が放射性物質に汚染されるような最悪の事態を想定すべきである。

(2)「換気しないのが原則」だが、「30分に1回換気」?

国:「(避難所や避難車両内では)放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行う」(「ガイドライン」)

換気するのか、しないのか、根本的な矛盾がここにある。さらに、誰がどのように「放出に注意」し、換気を判断するのか?

国:「放出状況を対策本部が把握し、バスやバス協会に重層的に連絡がいく」「バスに乗った自治体関係者は個人線量計を持っており、それを見て判断」(政府交渉発言)

福島では通信障害、情報の非公開や混乱で、最前線に動員された消防隊や自治体職員でさえ、放射線量が知らされなかった。現実をまったく踏まえていない。

(3)国⇔県⇔市町で責任たらいまわし

放射線防護対策として必須のスクリーニングや安定ヨウ素剤配布のコロナ禍での方法について

唐津市:「佐賀県に尋ねてほしい」

佐賀県:「国が前面に立つ必要があり、早急に対応方針を定めるよう国に要望している」

国の方針はまだ定まっていない。責任逃れの体制の下で、住民の命の安全は守られない。

(4)避難訓練は小規模。矛盾はそのまま

11月7日の避難訓練は、コロナ禍の下で大幅に規模が縮小された。

・佐賀県の住民避難訓練参加者 112人。昨年(570人)の2割。佐賀30キロ圏18.3万人の0.06%。

- ・福岡県では住民避難訓練が中止。
- ・スクリーニング・除染訓練はすべて中止。

コロナ禍での「密」や「換気」等の矛盾をどう解決するかがまったく示されないものだった。

自然災害と違い、原発事故は放射性物質を大

量放出し、住民に被ばくを強いる。コロナ禍での避難は想像を絶する過酷な状況が想定される。住民に放射能もコロナウイルスも覚悟しろというのか。この状況をきちんと国や県はきちんと知らせるべきだ。

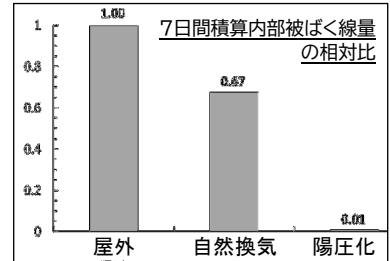
国のレポートで判明 屋内退避しても7割の内部被ばく

国はこれまで、原発事故時に30キロ圏住民は「避難」よりも「屋内退避が安全への第一歩」と広報してきた。しかし、昨年3月発行の内閣府「原子力災害発生時の防護措置について[暫定版]」というレポートには以下の記述があった。

「内部被ばく線量は、陽圧化等の放射線防護対策が講じられた建屋に屋内退避する場合には、屋外滞在時に比べて99%低減することが分かった。」しかし、「陽圧化しない場合(自然換気)では3割強の低減にとどまっている」。

「陽圧化」はフィルタを設置した吸入装置を使って建屋内部に空気を送り込み、建屋内の圧力を高めて放射性物質の侵入を低減するもの。1施設で2億円かかるといわれる。佐賀県内には同施設は離島と福祉施設の計16施設しかない。

多くの住民が暮らす一般の木造住宅では被ばく低減効果があまりなく、「7割は内部被ばくする」と国が認めたの



だ。佐賀県が全県民に配布している「原子力防災のてびき」にも「木造家屋では内部被ばくを1/4程度に抑えられる」とあるが、これとも矛盾する。

12/1政府交渉で国は「この報告は暫定で、本格報告を待つ」と言い逃れるばかりだった。国も自治体も、「屋内退避では内部被ばくを防げない」ことを正しく住民に知らせ、屋内退避を基本とする考え方を抜本的に改めるべきだ。(永野浩二)

初めての避難受入訓練を見学して

昭和54年から毎年度1回行われている「佐賀県原子力防災訓練」が11月7日に実施され、一般住民避難訓練として、玄海町民は小城市、唐津市民は白石町と神崎市、伊万里市民は有田町への広域避難訓練が実施された。

神崎市では、実際に指定避難所に唐津市民を受け入れる訓練が42回目にして初めてであったことにまず驚いた。次はいつになるのだろうか。

しかも、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者を5分の1に減らし、被ばく患者受け入れ訓練や避難時の線量検査訓練は中止されたが、避難元の自治体や住民、受入側の自治体においても一番重要な訓練だったのではないかと、訓練もできないのに、原発が稼働し続けていることに不安だという声が市民から上がっている。

県発行「原子力防災のてびき」には「訓練が大切で、訓練でやったことのあることしかできません」と書いてあるが、避難計画の現実性もなく、今回の訓練で確認できたことは避難所と避難経路、受付手順、テントの開閉ぐらいだろう。実際に事故が起きて対応できるとは到底思えない内容だった。

神崎市は公民館、学校、消防詰所等、24箇所の避難所を指定しているが、唐津市からは各施設に避難してくる避難者数は示されていない。その把握もしないままにどのような想定ができるだろうか。

神崎市議会12月定例会の一般質問において、県の担当者も放射性防護と感染防止対策の両立は難しい側面があると認めていることについてや、避難者を受け入れる側の市として、佐賀県民として、県や唐津市に対し、屋内退避のことや避難する際の課題、避難計画の在り方に関しても、もっとしっかり確認をすべきではないかと質問した。市長からは「市民の安全が第一である。神崎市には被害がないということをはっきり言ってもらわないと、唐津市民を迎える前に神崎市民が避難しなければならないことだってある。机上論だけでは実際の避難はできない。今後、みんなで共有していかなければならない」との率直な答弁だった。

佐賀県内には女性議員が集うネットワークがあり、その中の有志で原子力災害時の避難をテーマとした勉強会を行っている。今後も引き続き意見を交わし、議論を深めていきたい。

(山本千佳/神崎市議)

玄海原発の真上を不明航空機が20年で110回も飛行！

玄海原発の上空を所属不明の航空機が2001年以降の20年間で110回も飛行していたことが、10月6日の九州電力本店交渉の中で明らかになった。原子炉の真上を飛んでいるケースもある。機体番号や高度などの情報はまったく把握されていない。国はこれまで民間機、自衛隊、米軍機の原子力施設上空の飛行を規制する通達・合意をしてきた。し

かし、通達や合意が守られず、危険が放置され続けてきたのだ。1988年6月には、伊方原発から800mの地点に米軍の大型ヘリが墜落した。

九電は「規制は国が行うもの。当社としては報告をするだけで、注意喚起を行う立場にはない」と他人事のような姿勢だった。10月21日には佐賀県知事に対して、要請質問書を提出した。

県：「県は国や九電から玄海原発上空を航空機等が飛行していることについて報告を受けていない」「九電は(飛行した場合は)直ちに国に対し報告を行っている。また、国は九州電力からの報告内容を随時ホームページに掲載している」(11月27日付知事回答書)

ホームページでは直近3年の5回分を、探し出してやっと見れるだけ。110回もの飛行について詳細情報を求めたのに何も答えず、九電に事実確認さえしなかった。県民の命を守る立場にある知事は九電と国に対処を求め、住民に丁寧な説明をすべきだ。危険を除去できないなら、航空機落下事故が起きる前に原発の運転を止めるべきだ。

発電所名	玄海原子力発電所		天候	晴れ
確認日時	平成30年2月14日(水)11時00分頃	確認場所	正門守衛所	
			航空機の情報	
			<ul style="list-style-type: none"> 航空機の種類 ヘリコプター 機数 1機 機体番号 確認できない その他 白と赤の機体 	
<p>「施設付近上空の航空機飛行経路連絡票」2018年2月14日 九電から国への報告。右上から左下の線が不明機の飛行経路。</p>				

『市民放射能測定マップ』図書館へ贈呈 裁判の会活動の軌跡も 佐賀市立図書館の郷土資料に!!

2020年の涙が出るほど嬉しかったことは、なんといっても大飯原発勝利ですが、私たちの会の活動の中でも手に手を取って喜んだことがありました。それは、佐賀市立図書館の郷土資料の中に会の資料が棚に並んだ事です。連絡をもらった時は驚いたと同時に飛び上がるくらい嬉しかったです。私たちの活動が地域の活動と認められた！後世の人達に伝える事ができる！図書館に資料がある団体だからと人の目にも留まり、興味を持ってくれる人が増えるかもしれない！という喜びでした。

事の始まりは、「市民放射能測定マップ」の図書館への贈呈のお手伝いで、会の資料も持参して佐賀市立図書館を訪ねたことでした。担当の方は「地域で活動してくださっている団体一つ一つを訪ねて資料集めをしなくてはいけないところ、本当にありがたい」「追加データはいつでもお持ちください」「アクセスしたい方がいたらみなさんの資料に繋げるようにしたい。それが図書館の役割」と話されました。

私たちの活動はある一時代の市民の意志が動いた軌跡になるのだなあとつくづく感じるとともに、3月12日、活動が実を結び「原発を止めた」と郷土資料

に加えられることを熱望しています。

『市民放射能測定マップ+読み解き集』

(みんなのデータサイト、2020年改訂版発行)

福島原発事故に起因した放射能汚染によって、暮らしの一つ一つが感知できない放射能との戦いとなった中、人々の不安への少しでも助けになろうと、そして原発事故をなかったものにさせないという強い思いで、日本各地の「市民放射能測定室ネットワーク」の4000人の市民が協力して測定し、編纂された本です。

1章では福島原発事故で放射能被害を受けた17都県の土壌マップ、2章は「食品」、3章は「放射能を知ろう」と、放射能を読み解くように掲載。事実の記録集として保管され、よりよく暮らすための道しるべの一つになれば、と結んであります。

全国の原発立地地域の図書館へ寄贈されるということで、玄海30キロ圏の図書館や役所・役場(唐津の7 離島なども)への贈呈に協力しました。

(江口美知子)

12. 2反プルサーマル行動に参加して

09年12月2日は、玄海原発3号機で日本初のプルサーマルが開始された日。

この日を忘れさせまいと、玄海町をはじめ佐賀・福岡の各地から22人の仲間が役場前に集まり玄海町で11回目となる“12.2”行動を行いました。

まず玄海町長宛に「貴職に住民と未来の人々の命と暮らしまで奪う権利はない」として、玄海原発の停止を九電に求める要求書を防災安全課長に手渡しました。

申し入れの場の会議室では、町民のAさんが「原発は日常的にトリチウムを放出している。原発の本当の危険を町民に伝えるべきだ。ちゃんと九電にものを言ってほしい」と訴えたのに続き、8人の仲間が不安や反原発の思いを訴えました。対応した防災安全課長は「国策なので容認している」と発言。

また、11月に行われた、原発事故避難訓練が、コロナ感染症対策のために密にできず換気も必要であり、放射能汚染対策と両立できない！ことが明らかになりました。原発事故避難の困難さについて防災安全課長に感想をもとめました。しかし、防災安全課長であるにも関わらず、中身のあることは何も答えることができず、私達は啞然とさせられました。

役場への要請を終了し、原発の危険性を訴えるため、全員で11班に分かれて町内ポスティングに出発！私は山あいの農村地区を玄海町のAさんの運転で約70軒が担当。地元の方だけあって、全ての家屋と道を把握されていて、的確に停車し休む間も



無く登ったり下がったりして汗だくでポスティングしました。天気も良く佐賀牛の鳴き声のがどかです。玄海町が、漁業だけではなく、佐賀牛の一大産地であることもあらためて知りました。

終了後は、「玄海原発反対からつ事務所」に集合。皆で配った数は737戸でした。感想を共有し原発なくすまで行動を続けていくことを全員で確認しました。からつ事務所では玄海町と唐津市でチラシの全戸配布を敢行中で、もう二巡目に入っています。本日の活動で玄海町住宅地図の3分の1が赤くなったそうです。久留米でも全戸ポスティングを達成しましたが、正しい情報を提供していくことは、どこであっても運動の基本ですね。

一首、二句

事故あらば この牛たちも 置き去りか

我はビラ撒く 仲間とともに

五年に 牛を思って 玄海町

モーいやだ 牛も欲しがる 避難場所

(中村裕幸／久留米市)

7月5日以降の主な活動経過

■7月

- 5日 そいぎミーティング
争点説明会(冠木克彦弁護団長)
『裁判ニュース32号』発行
- 8日 弁護士会議(ネット参加)
- 18日 井村隆介講演会(今を生きる会と共催)
- 25日 提訴10周年年次活動報告会
冠木弁護士講演「原発は憲法違反だと思いませんか？」

■8月

- 1日 そいぎミーティング
- 11日 座談会(佐賀県内の女性議員)
- 18日 結審前記者レク(佐賀県庁記者会見室)
- 28日 佐賀地裁結審(行政第26回口頭弁論、全基第34回)

■9月

- 5日 そいぎミーティング
- 11~17日 脱原発パネル展@アバンセ
- 30日 佐賀市役所へ放射能マップ贈呈
(唐津、福岡など各地で取り組む)

■10月

- 3日 そいぎミーティング
- 6日 九州電力本店交渉(要請・質問、使用済燃料)
- 12日 佐賀県知事要請(コロナ・屋内退避)

- 21日 佐賀県知事要請(不明航空機問題)
- 23日 唐津市長要請(コロナ・屋内退避)
- 28日 伊万里市役所へ放射能マップ贈呈
- 29日 鳥栖市・上峰町・みやき町へ放射能マップ贈呈
- 11月
- 7日 原子力防災・避難訓練見学監視行動
- 12日 佐賀市立図書館に裁判ニュースや資料を寄贈
- 14日 そいぎミーティング
- 15日 玄海原発反対からつ事務所総会出席
- 18日 伊藤一之・唐津市議面談
- 26日 佐賀県内女性議員有志と面談
- 29日 今を生きる会総会出席
- 12月
- 1日 政府交渉(原発避難)オンライン参加
- 2日 反プルサーマルの日(玄海町長要請・ポスティング)
- 4日 大飯原発行政訴訟判決を受けて記者会見
- 6日 裁判争点学習会(講師:小山英之氏)
- 11日 知事回答について記者会見
- 12日 そいぎミーティング
- 22日 政府交渉(大飯判決)オンライン参加
- 23日 佐賀県知事要請(基準地震動見直し)

リレーコラム **トリチウムの危険性** 吉田恵子

教師としてダウン症がある子を担任。その子は言われる事を聞かず1日中いたずらを繰り返してそれが半年も続きました。書いて読ませたらわかるかもしれないと思い、「ばかといったらこころがいたい。ごめんなさいといったらこころのきずがなおってげんきになるよ。」と文と絵を書いて読ませたらはじめて真顔になって読み、「ごめんなさい。いまからばかといけません。」と手本の通りに書いてくれ、それからは見てわかるてだてでおちついて取り組みました。リズム感がよくて、今その子や障がいがある青年たちと太鼓チームを作って活動しています。

自閉症がある子も、いつどこで何をどのようにするか等、見てわかるてだてで見通しが立つとおちつきました。筆談も有効。認知症気味の母も、言われた言葉が頭に残らず書いて読ませたら落ち着き子どもたちのための手立てで私も救われました。

この、発達障がいの子どもたちや、癌になる人が増えています。西尾正道医師の著書の「患者よがんと賢く闘え」や、ネット上の「HAIROニュー

ース2015年11月25日」、「市民のためのがん治療の会」No.415(2020年4月14日)も読み、トリチウムの危険性を再認識しました。「トリチウム(三重水素)は、水素として振る舞い、DNAに取り込まれる。ベータ線を出してヘリウムに変わる。DNA内の二重らせん構造を作っている4つの塩基は、水素結合力で結びついているが、この水素がトリチウムだったら、塩基がばらばらになる。また塩基の分子構造の一部にもなり、塩基も破壊する。有機物と結びつき、数年体内を被ばくさせる。」体の設計図である染色体が壊され、がんや障がいの元となるのです。

ですが、九電も政府も「トリチウムは弱いベータ線しか出さないから、液体では1リットルあたり6万ベクレル未満、気体では1m³あたり5千ベクレル未満を大量に放出しても、環境は年間1ミリシーベルト未満という基準内だから問題ない。」と言って10年で826兆ベクレルも玄海原発から放出。白血病が増えています。原発を止め、トリチウム流出も止めて欲しいと切に思っています。

(よしだ けいこ/唐津市)

お知らせ

玄海判決 争点学習会

◆2月7日(日) 13:30開場 14:00開会
佐賀・アバンセ 4F 第一研修室(佐賀市天神3-2-11)
 講師: **小山英之さん**(裁判補佐人、美浜の会代表)
 大阪の小山さんとオンラインで繋がります。
 zoom参加は事前に連絡ください。

3.12佐賀地裁判決
傍聴をお願いします!
 (詳細は表紙に)

みなさんの支えをお願いします

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円~。団体会員も歓迎!
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810
 玄海原発プルサーマル裁判を支える会

脱原発パネル展

◆4月13日(火)~18日(日)
佐賀市立図書館・中央ギャラリー

提訴11周年年次活動報告会

◆6月5日(土) 13:00開場 13:30開会
佐賀・アバンセ 4F第3研修室(佐賀市天神3-2-11)
 内容は調整中

事務所の固定電話・FAXを廃止しました。
 お問い合わせはコチラをお願いします⇒
 TEL:090-6772-1137(石丸) 090-3949-2103(永野)

知ることから始めませんか?

- 座談会しませんか?
 原発のこと、命のこと、少数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?